

テーマ：木材利用ポイント制度はじまる

地域材を利用した木造住宅の新築やリフォーム、購入に対してポイントを付与する制度が4月から始まった。地域材の利用促進だけでなく、木造住宅の担い手である地域工務店を支援する狙いもある。工業化住宅や大手FCでは取り組みにくい制度であり、地域工務店としては、顧客に対して積極的に提案し、受注拡大に取り組みたいものだ。

ポイントの付与は30万ポイント、即時交換も可能

林野庁は3月29日、木材利用ポイント事業の詳細を公表した。この事業は、平成24年度の補正予算(事業予算410億円)で認められたもので、木材利用促進事業としては類を見ない大規模な事業である。一定以上の地域材を使った木造住宅を建築、リフォーム、または木材製品等を購入した消費者に対してポイントを付与し、地域の農林水産物等との交換を行う制度で、木材版のエコポイント制度といえる。

(1) 目的

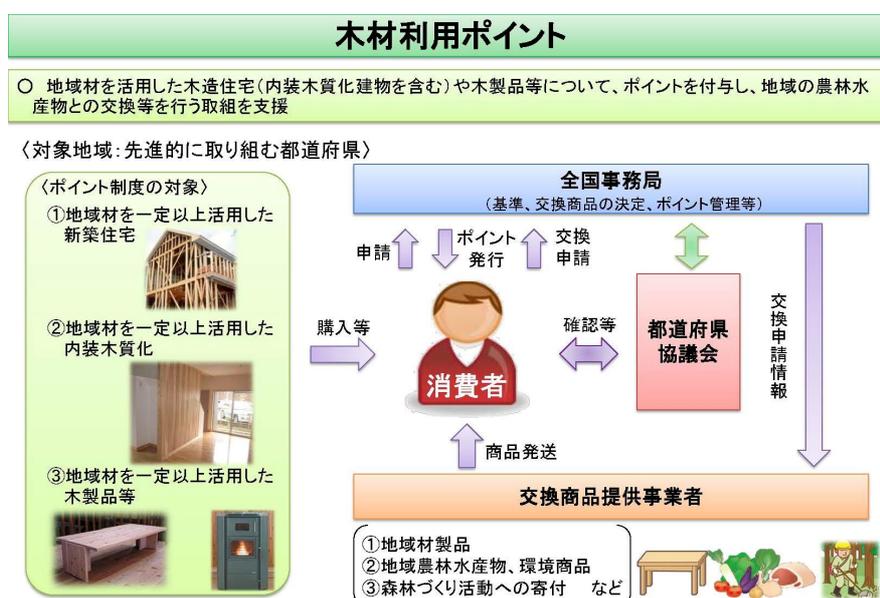
地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止及び循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域の振興に大きく資する。

具体的には、次のような政策効果を目的として実施される。

地域材の需要拡大の取組を促進し、地域材需要を大きく喚起する。

第一次産業をはじめとした地域産業、農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取り組みを支援する。

木造住宅の普及促進により、森林再生を図り、温暖化対策に寄与する。



(2) 木材利用ポイントの付与対象

ポイント付与の対象

地域材の利用拡大に取り組む登録工事業者等により工事又は製造された以下のものに木材利用ポイントを付与する。2013年4月から2014年3月までの期間に着工されたものが対象になる。

木造住宅の新築、増築又は購入

木造住宅の新築・増築等については、指定の「対象工法」によるものであり、主要構造材等において、過半に相当する量以上の「対象地域材」を使用するものとして条件が設定されている。また、使用する対象地域材の産地及び樹種を看板等により広く表示しなければならない。

表1. 新築住宅における地域材の使用量

新築住宅の延べ面積	対象地域材の使用量
80 m ² 未満	4 m ³
80～95 m ² 未満	5 m ³
95～110 m ² 未満	6 m ³
110～125 m ² 未満	7 m ³
125 m ² 以上	8 m ³

内装・外装木質化工事(住宅の床、内壁及び外壁)

内装、外装木質化工事については、9 m²以上の床、内壁、又は10 m²以上の外壁に、「登録建築材料」又は、天然木の板類を使用するものとされている。

木材製品、木質ペレットストーブ等の購入

詳細は未定

対象工法

対象工法は、樹種又は地域を示して定める以下の工法のほか、事業目的に照らし適切と認められるもの。

スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ又はアスナロを主要構造材等として過半使用する木造軸組工法

スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する丸太組構法

スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する枠組壁工法

対象地域材

対象地域材とは、次の「及び」の基準を満たすものをいう。

以下のア～ウのいずれかの木材(産地等が証明される木材)

ア 都道府県等により産地が証明されるもの

イ 民間の第三者機関により認証された森林から産出されるもの

ウ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づき合法性が証明されるもの

資源量が増加しているものとして、あらかじめ定める樹種(スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロ)又は、事業目的に照らし適切と認められる樹種であること(対象地域材が使用されることを通じ、地域の雇用、経済に対して大きな波及効果があることが明らかなもの。)

登録建築材料

対象地域材が材積の過半を占める木質系材料(合板など)を用いた建築材料として認定され、登録されたもの。

住宅施工業者の登録

地域工務店は事前に各都道府県に設置される登録工事業者としての登録をする必要がある。登録申請では、木材供給業者など地域関係事業者との連携や木材利用増への取り組み計画などを具体的に記載する。

住宅施工業者登録の申請受付期間は、5月上旬から5月31日まで。

提出先：全国型の場合、全国事務局(木材利用ポイント事務局住宅施工業者認定申請係)、単県型の場合、各都道府県協議会となっている。

各都道府県協議会及び住宅施工業者向け講習会の情報は、本頁末尾のHPで公表されている。

(3) 付与されるポイント数

ポイント数は、木造住宅(新築・増築または購入)において1棟当たり一律30万ポイント(特定被災地域の被災者が建てる場合は50万ポイント)、内装・外装木質化(リフォーム・新築・購入)については30万ポイントを上限に、使用量によって加算される。(表2参照)ポイントについては、1住戸に対し1回限りとし、新築・増築と床・内壁・外壁すべての付与を同時に受けることができる。(新築・増築で30万ポイント、内装外装木質化工事で最大30万ポイントを加え、合計60万ポイントを受けることが可能)

表2. 内装・外装の木質化工事に対するポイント

床	新築	9㎡	21,000ポイント	以降3㎡増えるごとに7,000ポイントを加算
	リフォーム	9㎡	30,000ポイント	以降3㎡増えるごとに10,000ポイントを加算
内壁	新築	9㎡	15,000ポイント	以降3㎡増えるごとに5,000ポイントを加算
	リフォーム	9㎡	21,000ポイント	以降3㎡増えるごとに7,000ポイントを加算
外壁	木質系外壁材	10㎡	15,000ポイント	以降10㎡増えるごとに15,000ポイントを加算
	新規外壁材	10㎡	7,000ポイント	以降10㎡増えるごとに7,000ポイントを加算

(4) 木材利用ポイントの発行申請

木材利用ポイントの発行申請は、木造住宅が竣工した時点、住宅を購入した時点、又は内外装工事が完了した時点で行う。発注者や購入者が、申請書類に必要事項を記入し、事務局が設置する申請窓口を持参するか郵送する方法で行う。工務店や分譲業者が代理で申請を行うことができる。

申請書類等は今後ホームページで公表される予定。

(5) 木材利用ポイントの交換商品

ポイントの交換商品は、農林水産品等のほか、体験型旅行、地域・全国商品券、森林づくり・木づかい活動や被災地への寄附が予定されており、現在、交換商品を提供する事業者の公募が行われている。また、住宅エコポイントと同様に、即時交換も可能になっている。

木材利用ポイントに関する専用の問い合わせ先

< 専用のコールセンター >

[電話番号] 0570 - 666 - 799(有料)

[受付時間] 9時00分～17時00分(土日・祝日を含む)

事務局ホームページ <http://mokuzai-points.jp>

制度の詳細は、逐次公表されますので、

上記のウェブサイトを随時参照してください。

その木、
どこの木?
木材利用ポイント実施中



キタケイの提供するプライベートブランド

豊かな経験と創造力から生まれるアトリエ発のオリジナル商品 " スプロートアトリエ "

環境・ぬくもり・素材をテーマとした各種住宅資材 " スプロートユニバーサルシリーズ " に新たに登場です

スプロートアトリエ
Sprout Atelier

豊かな経験と創造力から生まれる
アトリエ発のオリジナル製品



玄関収納
さざなみブロック

波のように穏やかで、そして自由に。
上質な素材と空間美
我が家のおもてなしはここにあります。

Promoted by KITAKEI CO.,LTD.